

訪問リハビリテーション（重要事項説明書）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 (訪問リハビリテーション)
所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
事業所指定番号	3454180013 (広島県指定)
管理者・連絡先	藤井 真澄
	電話番号 0848-76-0373
通常のサービス提供地域	尾道市・三原市・府中市・世羅郡世羅町

2 事業所の職員体制等

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉士	1名		指導・管理
医師	医師	1名		医学的管理
理学療法士	理学療法士	1名		訪問リハビリ (理学療法)
作業療法士	作業療法士	1名		訪問リハビリ (作業療法)
言語聴覚士	言語聴覚士	1名		訪問リハビリ (言語聴覚療法)

3 営業時間

月～金 13:00～17:00 (これ以外の時間帯も随時相談に応じています)

連絡先	0848-76-0373 (みつぎの苑)
-----	----------------------

4 利用料その他の費用額

介護保険 (及び介護予防) 給付の1割又は2割、3割 (市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載)

(1) 介護保険サービスの利用料は介護給付費の1割で、以下の金額となります。

2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります

- | | |
|--|-----------------|
| ① 訪問リハビリテーション費 (1回20分以上) | 308円/回 |
| ② 短期集中個別リハビリテーション実施加算
(退院・退所又は要介護認定後3月以内) | 200円/日 |
| ③ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
(退院・退所又は訪問開始後3月以内) | 240円/回 |
| ④ 退院時共同指導加算
(医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加) | 600円/回 |
| ⑤ サービス提供体制強化加算 (勤続年数3年以上の理学療法士等) | 6円/回 |
| ⑥ リハビリマネジメント加算 イ (リハビリ会議、情報伝達等) | 180円/月 |
| ⑦ リハビリマネジメント加算 ロ (リハビリ会議、情報伝達等) | 213円/月 |
| ⑧ 医師が利用者又はその家族に説明した場合、上記 (リハビリマネジメント加算) に加え、 | 270円/月 |
| ⑨ 中山間地域等における小規模事業所加算 | 1回につき所定単位数×10% |
| ⑩ 同一建物の利用者に対する減算 | 1回につき所定単位数×-10% |
- ※ 通常の実施地域以外への訪問については、介護給付費の1割のほかに別途費用 (1kmにつき37円、通常の実施地域を越えた地点から利用者宅まで) が必要となります。

(2) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、訪問時に現金でお支払いください。希望に応じて振り込みなどの方法も検討させていただきます。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

(1) 訪問リハビリテーションサービスを中止または中断する場合は、事前にご連絡下さい。

6 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院とともに、訪問リハビリテーションの担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、当事業所担当者および管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括 支援センター	電話番号	0848-76-2495
	FAX番号	0848-77-0033
	責任者	所長 内海 香恵
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係	所在地	広島県尾道市御調町市107番地1
	電話番号	0848-76-2235
	FAX番号	0848-77-0033
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
尾道市高齢者福祉課 ・介護保険係 ・高齢者福祉係	所在地	広島県尾道市久保一丁目15番1号
	電話番号	0848-38-9440
	電話番号	0848-38-9137
	FAX番号	0848-37-7260
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	FAX番号	082-511-9126
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地	広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係
	電話番号	0848-25-2011
	FAX番号	0848-25-2461
	対応時間	平日 8:30 ~ 17:15

8 事業主体の概要

事業主体	尾道市 (種別：市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満 則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111 (代表)
当地域の概要	当地域では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を 実践し、保健・医療・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを 構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれら の一環として位置づけられています。
当地域の介護保険 サービス	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、 訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

9 第三者評価の実施状況 第三者評価は受審していません

改定 令和6年6月1日

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 —
(訪問リハビリテーション)

指定訪問リハビリテーション事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日、厚生省令第37号）第83条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」が提供する指定訪問リハビリテーションサービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 所長 藤井真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」理学療法士 三宅貴志
通常窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会介護保険推進員
(尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

- 1 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。
- 2 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と必要に応じて第三者委員に報告する。
その際、第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。
- 3 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 所長 藤井真澄
(苦情受付担当者) 理学療法士 三宅貴志

第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 利用者在住の市町の介護保険担当課 (要介護認定に関する問い合わせも含む)
 - ・尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 電話 (0848) 76-2235
 - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 38-9440
 - 高年齢福祉係 電話 (0848) 38-9137
 - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 67-6240
 - ・府中市健康福祉部介護保険課介護福祉係 電話 (0847) 40-0222
 - ・世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072
- 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 電話 (082) 554-0783
- (要介護認定に関する不服審査窓口は) 広島県介護保険審査会
(広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係) 電話 (0848) 25-2011

改定 令和6年6月1日

介護予防訪問リハビリテーション（重要事項説明書）

1 事業所の概要

事業所名	公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 (介護予防訪問リハビリテーション)
所在地	広島県尾道市御調町高尾1348番地6
事業所指定番号	3454180013 (広島県指定)
管理者・連絡先	藤井 真澄
	電話番号 0848-76-0373
通常のサービス提供地域	尾道市・三原市・府中市・世羅郡世羅町

2 事業所の職員体制等

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	社会福祉士	1名		指導・管理
医師	医師	1名		医学的管理
理学療法士	理学療法士	1名		訪問リハビリ (理学療法)
作業療法士	作業療法士	1名		訪問リハビリ (作業療法)
言語聴覚士	言語聴覚士	1名		訪問リハビリ (言語聴覚療法)

3 営業時間

月～金 13:00～17:00 (これ以外の時間帯も随時相談に応じています)

連絡先	0848-76-0373 (みつぎの苑)
-----	----------------------

4 利用料その他の費用の額

介護保険 (及び介護予防) 給付の1割又は2割、3割 (市町の交付する「介護保険負担割合証」に記載)

(1) 介護保険サービスの利用料は介護給付費が1割の場合、以下の金額となります。

2割負担者は2倍、3割負担者は3倍の金額となります

- ① 訪問リハビリテーション費 (1回20分以上) 298円/回
- ② 短期集中リハビリテーション実施加算
(退院・退所又は要介護認定後3月以内) 200円/日
- ③ サービス提供体制強化加算 (勤続年数3年以上の理学療法士等) 6円/回
- ④ 退院時共同指導加算 (医療機関の退院前カンファレンスにリハビリスタッフ参加)
600円/回
- ⑤ 中山間地域等における小規模事業所加算 1回につき所定単位数×10%
- ⑥ 同一建物の利用者に対する減算 1回につき所定単位数×-10%
- ⑦ 長期間の利用者に対する減算
(利用開始月の属する月から12月超、3月に1回以上会議未実施、厚生労働省へリハビリ計画書データ未提出) 1回につき所定単位数-30円

※ 通常の実施地域以外への訪問については、介護給付費の1割のほかに別途費用 (1kmにつき37円、通常の実施地域を越えた地点から利用者宅まで) が必要となります。

(2) 支払い方法

毎月20日までに、前月分の請求書を発行しますので、訪問時に現金でお支払いください。希望に応じて振り込みなどの方法も検討させていただきます。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

5 キャンセル等

(1) 介護予防訪問リハビリテーションサービスを中止または中断する場合は、事前にご連絡ください。

6 当事業所のサービスの方針等

公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」は、地域包括ケアシステムのなかで公立みつぎ総合病院とともに、介護予防訪問リハビリテーションの担い手として在宅ケアの中核の役割を担っています。当事業所は、保健・医療・福祉との連携によって複合的なニーズに対応し、利用者の自立支援とQOL（生活の質）の維持向上を目指します。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、当事業所担当者および管理者のほかに、次の窓口で対応します。

尾道市北部地域包括 支援センター	電話番号 0848-76-2495 FAX番号 0848-77-0033 責任者 所長 内海 香恵 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
---------------------	---

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等の相談ができます。

尾道市御調保健福祉センター内 健康福祉係	所在地 広島県尾道市御調町市107番地1 電話番号 0848-76-2235 FAX番号 0848-77-0033 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
尾道市高齢者福祉課 ・介護保険係 ・高齢者福祉係	所在地 広島県尾道市久保一丁目15番1号 電話番号 0848-38-9440 電話番号 0848-38-9137 FAX番号 0848-37-7260 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15

○また、要介護認定についての不服審査の窓口は以下のとおりです。

広島県介護保険審査会	所在地 広島県尾道市古浜町26-12 広島県東部厚生環境事務所 厚生課 厚生推進係 電話番号 0848-25-2011 FAX番号 0848-25-2461 対応時間 平日 8:30 ~ 17:15
------------	--

8 事業主体の概要

事業主体	尾道市 (種別：市町村)
代表者名	尾道市病院事業管理者 突 沖 満則
所在地・電話	広島県尾道市御調町市124番地 公立みつぎ総合病院 電話 0848-76-1111 (代表)
当地域の概要	当地域では、公立みつぎ総合病院を核として「出ていく医療・福祉」を実践し、保健・医療・福祉の統合を果たして地域包括ケアシステムを構築しており、介護支援サービスや在宅・施設の介護サービスはそれらの一環として位置づけられています。
当地域の介護保険サービス	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション 短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護 介護老人福祉施設、介護老人保健施設

9 第三者評価の実施状況 第三者評価は受審していません

改定 令和6年6月1日

苦情相談解決に向けて

— 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 —
(介護予防訪問リハビリテーション)

指定介護予防訪問リハビリテーション事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日、厚生労働省令第35号）第83条の規定により、公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」が提供する指定介護予防訪問リハビリテーションサービスに関する苦情に適切に対処するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を置く。

- 1 苦情解決責任者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」 所長 藤井真澄
- 2 苦情受付担当者 公立みつぎ総合病院介護老人保健施設「みつぎの苑」理学療法士 三宅貴志
通常窓口（連絡先） 電話 0848-76-0373
- 3 第三者委員 尾道市御調地区介護保険推進委員会介護保険推進員
(尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 電話 0848-76-2235)

苦情解決の方法

- 1 苦情の受付
面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付ける。
- 2 苦情受付の報告・確認
苦情受付担当者が受付した苦情を苦情解決責任者と必要に応じて第三者委員に報告する。
その際、第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告があった旨を通知する。
- 3 苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に向けて苦情処理検討委員会で検討する。その際苦情申出人が、第三者委員の助言や立会いを求めることができる。

苦情処理検討委員 (苦情解決責任者) 所長 藤井真澄
(苦情受付担当者) 理学療法士 三宅貴志

第三者委員の立会いによる話し合いは、次の内容である。

- ア 第三者委員による苦情内容の確認
- イ 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

4 市町村等の照会

- 尾道市北部地域包括支援センター 電話 (0848) 76-2495
- 利用者在住の市町の介護保険担当課 (要介護認定に関する問い合わせも含む)
 - ・尾道市御調保健福祉センター内健康福祉係 電話 (0848) 76-2235
 - ・尾道市福祉保健部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 38-9440
 - 高年齢福祉係 電話 (0848) 38-9137
 - ・三原市保健福祉部高齢者福祉課介護保険係 電話 (0848) 67-6240
 - ・府中市健康福祉部介護保険課介護福祉係 電話 (0847) 40-0222
 - ・世羅町福祉課高齢者地域包括支援係 電話 (0847) 25-0072
- 広島県国民健康保険団体連合会 (国保連) 電話 (082) 554-0783
- (要介護認定に関する不服審査窓口は) 広島県介護保険審査会
(広島県東部厚生環境事務所厚生課厚生推進係) 電話 (0848) 25-2011

改定 令和6年6月1日